



日時:平成 19 年 7 月 29 日(日) 9:45~12:00

場所:野洲市中央公民館 第 1 集会室

### 現地見学会タイムスケジュール

9:30 ~ 9:45

**受付**

9:45 ~ 9:50

**開会の挨拶**

9:50 ~ 9:55

**本日の予定確認**

9:55 ~ 10:25

**野洲川の保全と利用の説明**

河川敷の利用について説明します。

グライダーの飛行を映像で説明します。

10:25 ~ 11:35

**現地見学(野洲川河川敷 川田大橋上流付近)**

マイクロバスでグライダー訓練場候補地に移動します。

現地で展示したグライダーを見学します。

河川敷の利用とグライダーの練習方法を説明します。

11:35 ~ 11:40

**リラックスタイム**

11:40 ~ 11:55

**アンケートのご記入**

説明しながら読み上げますので、ご記入をお願いします。

11:55 ~ 12:00

**閉会の挨拶**



#### 「現地見学会」の開催

野洲川河川敷のグライダー訓練場候補地に案内します。

野洲川河川敷にグライダーを持ち込んで展示します。

現地で、グライダー訓練場として河川敷の整備と練習方法(離陸、着陸など)を説明します。

現地見学で感じられた、ご意見をアンケートにてお答え願います。

また、次回の、「語り合う会」で意見を述べていただける方を募集します。

日時:平成19年7月29日(日) 9:45~12:00(小雨決行)

場所:野洲市中央公民館

#### 「語り合う会」の開催

グライダー訓練場について、参加者の皆さん方が感じられた意見を発表していただきます。

意見発表のお手伝いをファシリテータ(進行役)がします。ファシリテータが「現地見学会」のアンケート結果をもとに、論点を整理して進行します。

意見を述べる参加と、意見を聴く(傍聴)参加ができます。

意見を交換することで、意見を共有して深めていただきます。

なお、この結果は、河川保全利用委員会に報告し、グライダー審査の判断資料とさせていただきます。

日時:平成19年8月26日(日) 13:30~15:30

場所:野洲市中央公民館

#### ファシリテータの紹介

久保田 洋一(くぼた よういち) NPO 法人 近畿水の塾 理事

専門は都市計画。京阪神を中心として各地の住民参加のまちづくりに関わる。天ヶ瀬ダムワークのファシリテーターや、大阪市加島地区のまちづくり実行委員会等、河川計画、まちづくり計画、公園計画などを支援。地元宝塚市のコミュニティ活動にも積極的に参加。

# グライダー訓練場に関する 現地見学会について

平成19年7月29日(日)

琵琶湖河川事務所

## ■ 河川法の改正

平成9年に河川法が改正されました。

- ・治水、利水に環境保全への取組が追加
- ・住民等の意見を聴いて「河川整備計画」を策定

※「河川整備計画」とは今後20～30年間に  
おいてどのような河川整備を実施していくの  
かという計画です。

## ■ 河川整備計画策定における

### これまでの経過(1)

- 平成13年 2月 淀川水系流域委員会を設置
- 平成14年12月 河川整備計画策定に向けての  
資料(第1稿)
- 平成15年 6月 河川整備計画策定に向けての  
資料(第2稿)

河川管理者から資料を提示しながら流域委員会にて議論  
を重ねてきました。

## ■ 河川整備計画策定における

### これまでの経過(2)

- 平成15年 9月 「河川整備計画基礎原案」  
(河川管理者提示)
- 平成15年12月 「基礎原案に対する意見書」  
(流域委員会提出)
- 平成16年 5月 「河川整備計画基礎案」  
(河川管理者提示)

流域委員会で議論を重ね、河川整備計画を策定する予定です。

### ■ これまでの河川整備について

広範囲に造成された高水敷は社会的要請に応じて、公園・グラウンド等の施設整備が進められてきました。  
 (例)野洲川では、高水敷約170万㎡のうち、約45万㎡(約25%)が公園等に整備されています。



しかし、これらの人工的に整備された施設は一方で、河川の生態系を縦断的に分断し、また本来の河川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河川空間を失わせている例もあります。

### ■ 今後の高水敷の利用のあり方

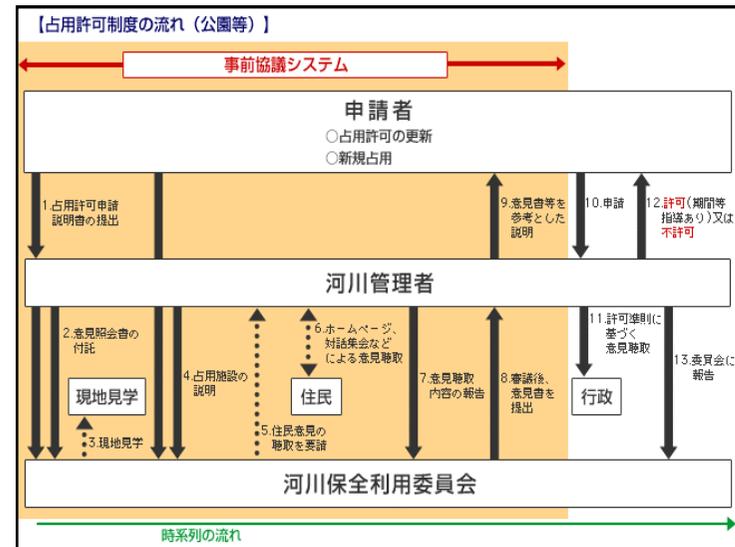
「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、  
**グラウンドやゴルフ場等のスポーツ施設などの本来河川敷以外で利用する施設は縮小していく方針**

しかし、

- ・既存の施設は数多くの人たちに利用されている
  - ・住民や自治体などからはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望がある
- 各地域や河川によって状況は異なります。

### ■ 河川保全利用委員会の設立

グラウンド等の施設の許可にあたっては、河川整備計画基礎案に基づいて各地域及び各河川毎に  
**「河川保全利用委員会」**を設置し、住民などから広く意見を聴き案件毎に判断します。



#### ■ 現地見学会と語り合う会の目的

河川保全利用委員会からの要請により、  
グライダー案件について住民の皆さまの意見  
をお聴きします。

※取りまとめた意見は河川保全利用委員会に報告  
し、より深い議論をしてもらうとともに、琵琶湖河川  
事務所の検討材料にもします。  
なお、意見の多数決によりグライダー案件の許可・  
不許可を判断するものではありません。

## 河川敷地占用許可準則について

### ※河川敷地占用許可準則とは・・・

☆河川敷地は河川の流路を形成し、洪水の際には安全に  
流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるも  
のです。

☆一方では、国民の皆さまに開かれた公共用物として河  
川環境に配慮しながら、他の利用に支障のない範囲で  
多様な利用に供することが望まれる空間でもあります。

→治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合  
的かつ十分に維持されるとともに、良好な環境  
の保全と適正な利用を図るために河川敷地の占  
用許可に係る基準を定めたもの。

### グライダー訓練場の準則上の位置づけ

グライダー訓練場については河川敷地占用許可準  
則によりまずと次のように規定されています。

第7（占用施設） 占用施設は、次の各号に規定す  
る施設とする。

六 次のイに掲げる施設その他の周辺環境に影響  
を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公  
園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地す  
る場合に、必要最小限の規模で設置が認められる  
施設

イ グライダー訓練場

これは、グライダー訓練場等について、利用形態を自由な利用にのみ委ねてしまうと、

他の一般公衆の河川敷地の利用及び周辺住民への迷惑となり、また無秩序な河川利用を回避する観点から、限定的に占有を認める途を開いているものです。

## 占有主体について

占有主体については準則上、次のように規定されています。

### 第6（占有主体）

占有の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。

四 水防団体・公益法人その他これに準ずる者

→(財)日本学生航空連盟は公益法人に該当します。

よって、準則上からは占有許可が可能です。

## 野洲川河川敷のグライダー利用について

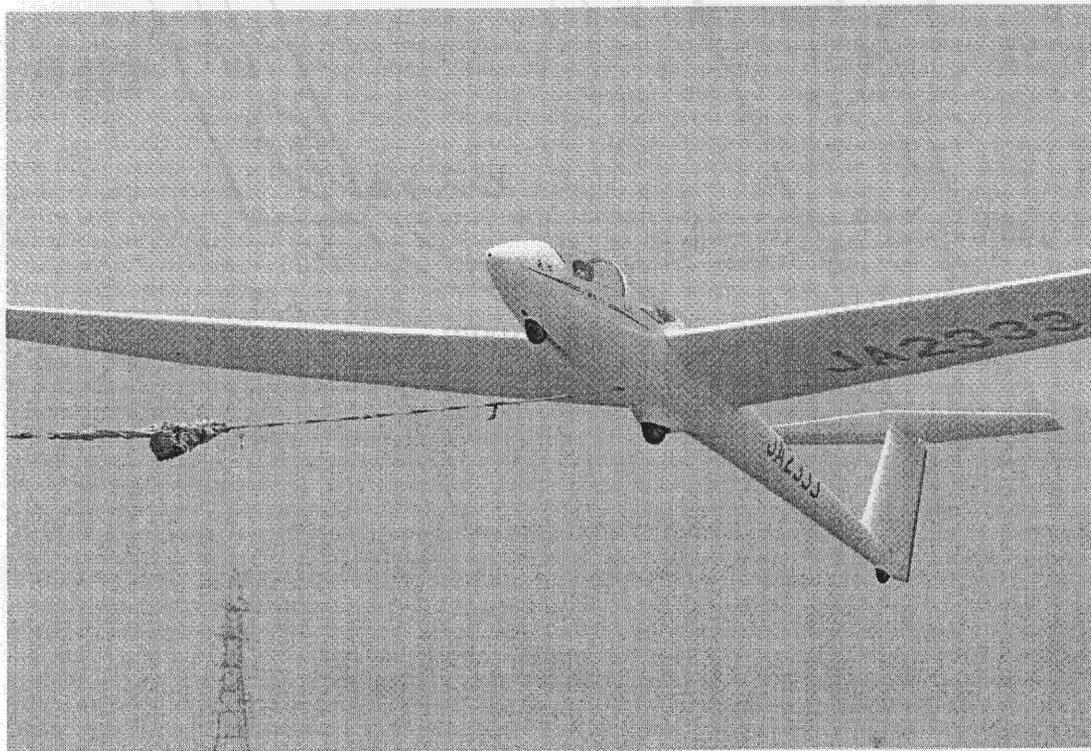
(財) 日本学生航空連盟

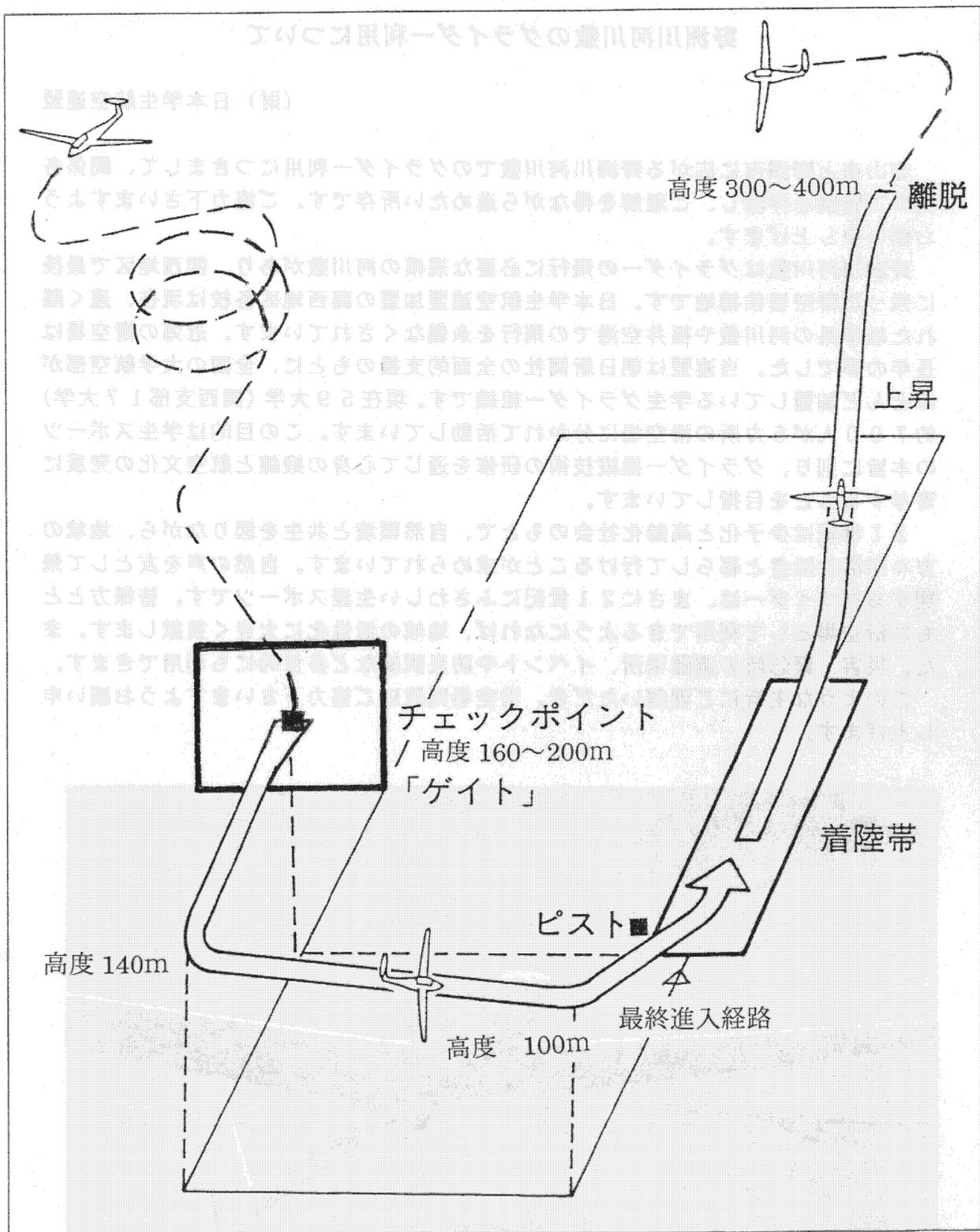
守山市と野洲市に広がる野洲川河川敷でのグライダー利用につきまして、関係各位のご賢察を拝聴し、ご理解を得ながら進めたい所存です。ご協力下さいますようお願い申し上げます。

野洲川河川敷はグライダーの飛行に必要な規模の河川敷があり、関西地区で最後に残った滑空場候補地です。日本学生航空連盟加盟の関西地区各校は現在、遠く離れた岐阜県の河川敷や福井空港での飛行を余儀なくされています。近郊の滑空場は長年の夢でした。当連盟は朝日新聞社の全面的支援のもとに、全国の大学航空部がほとんど加盟している学生グライダー組織です。現在59大学(関西支部17大学)約700人が5カ所の滑空場に分かれて活動しています。この目的は学生スポーツの本旨に則り、グライダー操縦技術の研修を通じて心身の鍛錬と航空文化の発展に寄与することを目指しています。

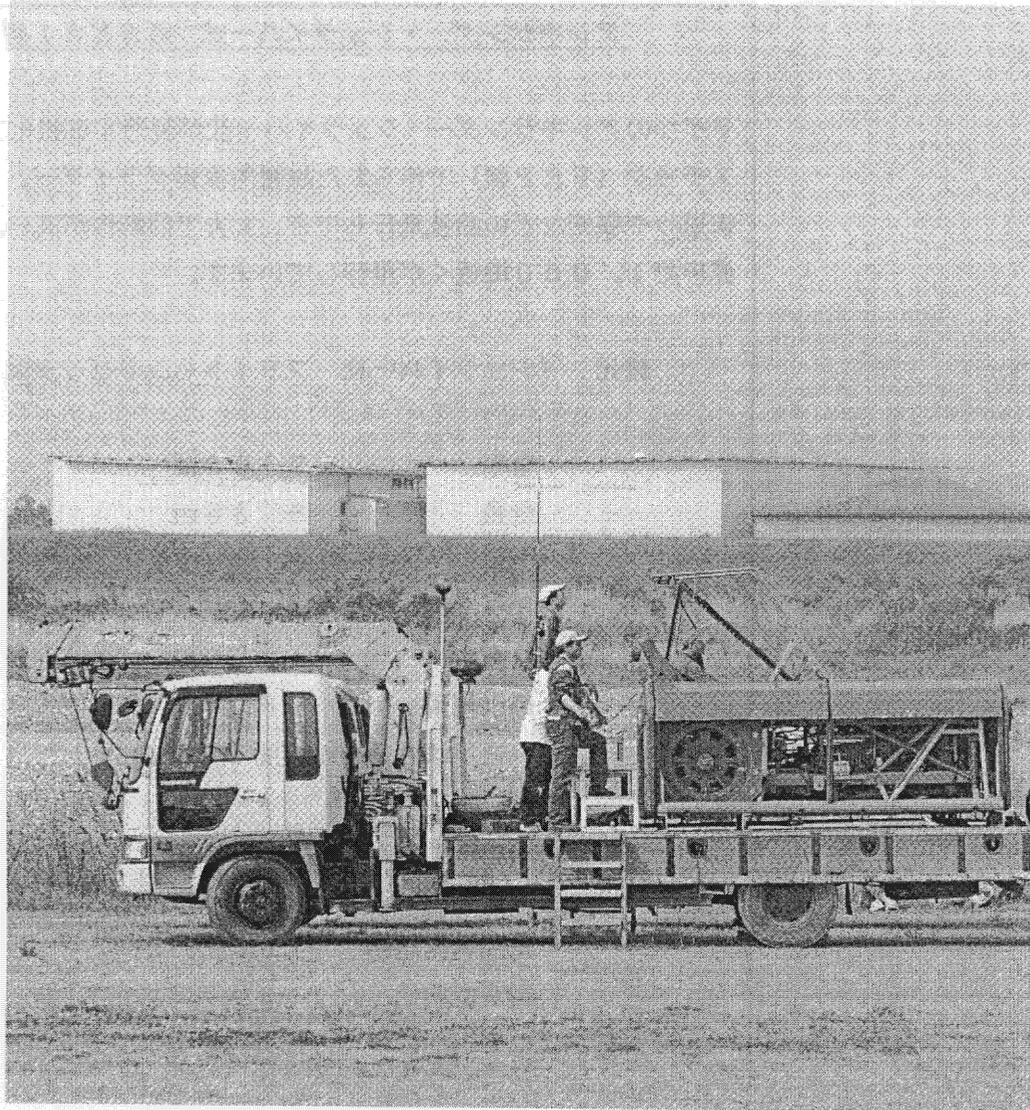
21世紀は少子化と高齢化社会のもとで、自然環境と共生を図りながら、地域の方々が生き生きと暮らして行けることが求められています。自然の声を友として飛翔するグライダーは、まさに21世紀にふさわしい生涯スポーツです。皆様方とともに滑空場として利用できるようになれば、地域の活性化に大きく貢献します。また、災害・緊急時の避難場所、イベントや防災訓練など多目的にも利用できます。

このような主旨にご理解いただき、滑空場開設にご協力下さいますようお願い申し上げます。





グライダー着陸経路概要



## グライダー曳航用ウインチ

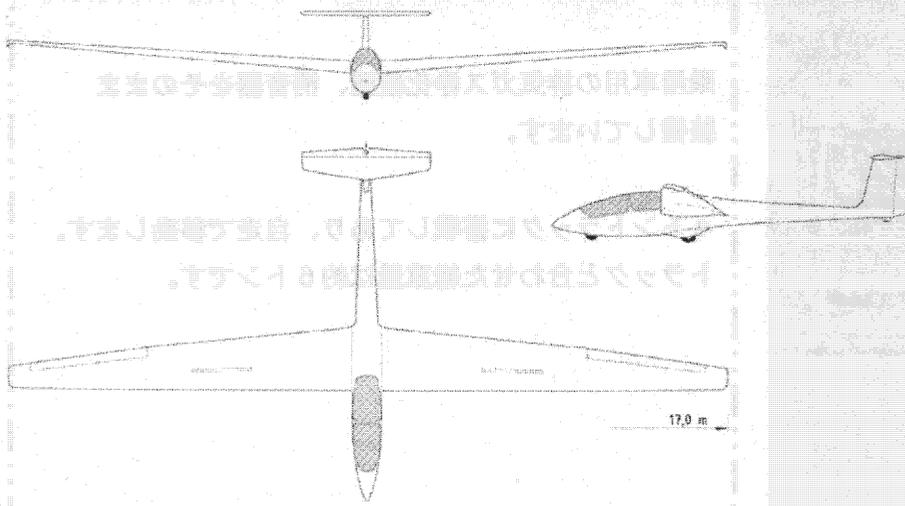
ドイツのトースト社が製造する2ドラムウインチ。  
乗用車のエンジンを搭載したウインチで600kg  
のグライダーを100km/h以上の速度で曳航  
する能力があります。

### 諸元

ドラム容量	4, 6mmワイヤー	1200m
エンジン	アウディー製	4200cc 300馬力

乗用車の排気ガス浄化装置、消音器をそのまま  
装備しています。

4トントラックに搭載しており、自走で移動します。  
トラックと合わせた総重量は約6トンです。



### アレキサンダー・シュライハー式 ASK21型

ドイツのアレキサンダー・シュライハー社が製造する強化プラスチック（FRP製）で作られた練習用複座グライダー。宙返りや横転などの曲技飛行もでき、丈夫で信頼性が高い。世界中で1,000機近くが飛行しています。

諸元 (シュライハー社 フライトハンドブックより)

全幅	17,00 m
全長	8,35 m
全高	1,55 m

自重	360 kg
最大重量	600 kg
(通常は500kg程度で運用します)	

最小速度	65 km/h
最大速度	280 km/h
着陸進入速度	100 km/h
最良滑空比	34

※滑空場には専用トレーラーに搭載して運びます。

## 野洲川河川敷のグライダー利用



平成19年7月29日 財団法人 日本学生航空連盟

## 施設の概要



・野洲川右岸高水敷の川田大橋から  
矢田樋門の間  
50m × 1300m

65,000㎡

・実際に使用する範囲

◇着陸帯 20m × 100m

◇離陸帯 20m × 100m

◇曳航ロープ伸展エリア  
3m × 1000m

◇ウインチセット場所、曳航ロープ  
回収エリア  
50m × 100m

◇素戻し車リターン通路  
2m × 1000m

合計 14,000㎡

※使用する場所は風向きにより異なります。

## 滑空場利用時のイメージ



・グライダーの離陸は曳航索の  
落下エリア周辺に他の利用者が  
いない時に実施。

・曳航索はウインチ直前まで巻き  
取る。(別添資料、映像参照)

・無線機を持った安全監視員を配置、  
必要に応じて訓練を中断する。

## 滑空場の運用イメージ(離陸・着陸の場所)



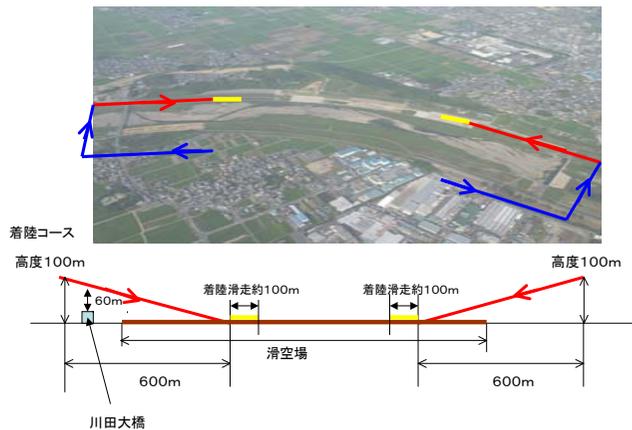
・離陸帯と着陸帯を前後に分離して配置する。

・離陸、着陸での滑走距離は100m程度。

・着陸進入は河川敷湾曲部分の南北にある  
直線部分を進入コースとして利用。

・グライダーは風に向かって離着陸します。  
風向により離陸場所、ウインチの設置場所  
を変えます。

## 野洲川予定地 場周コース



## グライダーについて

グライダーは、エンジンなど前に進むための動力を持たない航空機。離陸するにはウインチなどに引っ張り上げてもらう必要があるが、高度をとって、ロープを切り離れた後は自在に飛ぶことができる。

滑空比30 (=30:1)



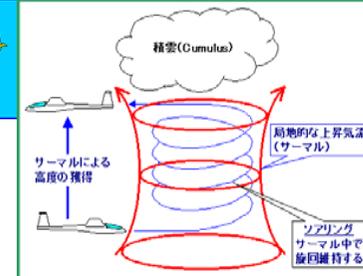
”滑空比”はグライダーの性能を表す指標で練習に使われる機体でこの値は30ぐらいです。

滑空比は機体が1m沈むのに対して何m前に進むのかを表す比。

滑空比30の機体だと機体が1m沈む間に前方に30m進むことができます。

高度が1000mあれば30kmの距離を飛行できる。

(京都～野洲間が約30km)



グライダー特有の飛行法として、“ソアリング”があります。これは局地的に発生する“上昇気流”を見つけ、この中で旋回を続けることで上昇気流に乗り、高度を獲得する飛行方法です。上手く上昇気流をつかめば何時間もの飛行が可能。

## グライダーの安全性(航空機の特性)

- ・ グライダーは空を飛ぶものの中でも安全性は最も高い部類に入ります。
  - A. エンジンがないので、エンジンに起因したトラブルがない。
  - B. 構造がシンプルで、コントロール機構も簡単なので故障が少ない。
  - C. 丈夫に出来ている(8倍の加重に耐えられる)。
  - D. 操作する機構が少なく、従ってパイロットの操作ミスが少ない。
  - E. 飛行速度、特に着陸速度が遅く、万が一の場合でも安全に着陸出来る。
  - F. 最初の練習から教官同乗なので、練習生の安全管理が出来る。
- ・ 危険スポーツの対象外  
 不測の事態に備えて十分な保険をかけます。グライダーはパラグライダー、ハンググライダー山岳登坂などの危険スポーツから除外され、搭乗者は一般の傷害保険が適用されます。  
 連盟の訓練機は三億円の第三者賠償保険、搭乗者一名あたり5000万円の傷害保険をかけている。

## グライダー曳航用ウインチの騒音



環境基本法第16条第1項に基づく騒音に係る官許基準について告示  
(平成10年環境庁告示第64号)

環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、在来鉄道騒音に関する基準でもっとも厳しい環境基準の基準値に適合するかを測定した。(資料映像)

AA 昼間 50デシベル以下

ウインチから 25m 76 デシベル  
 50m 64 デシベル  
 100m 53 デシベル

※100mの距離では風の音などの方が騒音レベルが高い。  
 ※当該地域でもっとも近い住宅までの距離は200m対岸までの距離も300m以上。

療養施設、社会福祉施設の集合地で特に静穏を要する地域

A 昼間 55デシベル以下  
 住居専用地域

## 飛行するエリア



・通常の練習飛行  
半径約2km  
の範囲で実施

・上昇気流で高度  
を獲得した場合  
半径約9km  
の範囲を飛行